

第五十号議案

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年六月九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例
江戸川区立学校設置条例（昭和三十二年四月江戸川区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表の三幼稚園の部同小松川幼稚園の項を削る。

付 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立小松川幼稚園を廃止する必要があるもので、本案を提出いたします。